

法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 公益法人等の収益事業に該当しないものの範囲について、理容師等養成施設で行う技芸の教授に、修得者課程における技芸の教授でその修業期間が1年（通信課程にあっては、1年6月）以上であること等の要件に該当するものを加える。（第8条関係）
- 2 役員給与の損金不算入制度における業績連動給与の決定手続について、独立社外取締役等になることのできない業務を執行する者の細目を定めることとする。（第22条の3関係）
- 3 仮想通貨について、次のとおり整備を行うこととする。（第26条の2、第26条の9、第26条の10、第27条の15関係）
 - (1) 譲渡に係る契約をした日に譲渡損益を認識しない事由及びその場合の認識すべき日を定める。
 - (2) 仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額の算定方法を定める。
 - (3) 特定資産譲渡等損失額の損金不算入制度等の対象となる資産から除かれる1,000万円未満の少額資産の判定について、仮想通貨の区分の単位の細目を定める。
- 4 外国税額控除の適用を受ける場合に確定申告書等に添付すべき書類に、個別計算外国法人税額に関する計算の明細を記載した書類等を加えることとする。（第29条の3、第37条の6関係）
- 5 新たに設立された内国法人である普通法人等が提出することとされている届出書等について定款等の写し以外の書類の添付を要しないこととするとともに、公益法人等が新たに収益事業を開始した場合に提出することとされている届出書についてその開始の時の貸借対照表及び定款等の写し以外の書類の添付を要しないこととする。（第63条～第65条関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）